

家畜衛生をめぐる情勢

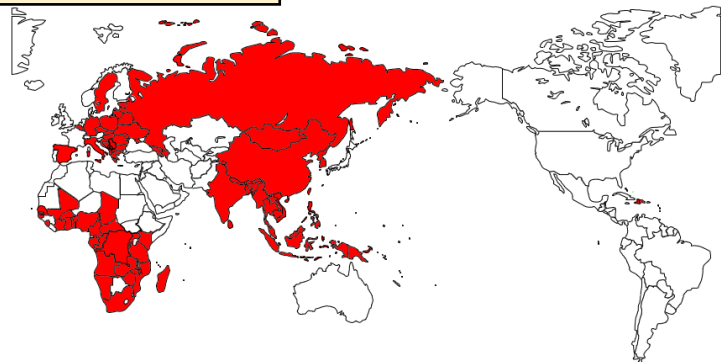
令和8年4月
農林水産省動物衛生課

海外におけるアフリカ豚熱の発生状況

- 平成30（2018）年8月に中国においてアジア初の発生。その後、韓国、ベトナムを始め、**アジア全域に感染拡大**。
- 特に**韓国**では、令和元（2019）年9月の発生確認以来、飼養豚・野生イノシシともに徐々に感染が拡大。
令和8（2026）年1月以降、飼養豚での発生が相次いでおり、南部まで拡大。
- また、令和7（2025）年10月には台湾の飼養豚でも発生し、東アジアで**未発生なのは、日本のみ**。
- 欧州の飼養豚・野生イノシシでも継続して感染が確認されており、令和7（2025）年11月には**スペインの野生イノシシ**で約30年ぶりに感染確認。

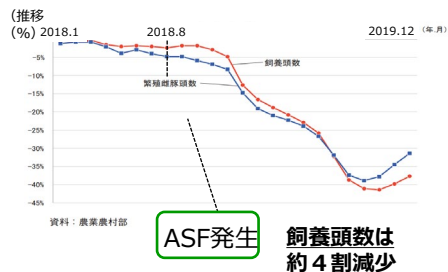
世界の発生状況

■ = 平成17（2005）年以降、
WOAH等に発生・感染確認通報のあった国/地域

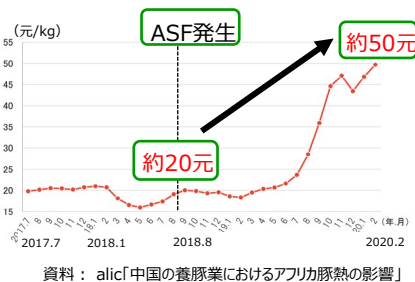


➢ 中国では、平成30（2018）年の発生により、豚の飼養頭数が約4割減少し、豚肉価格が大幅に高騰。

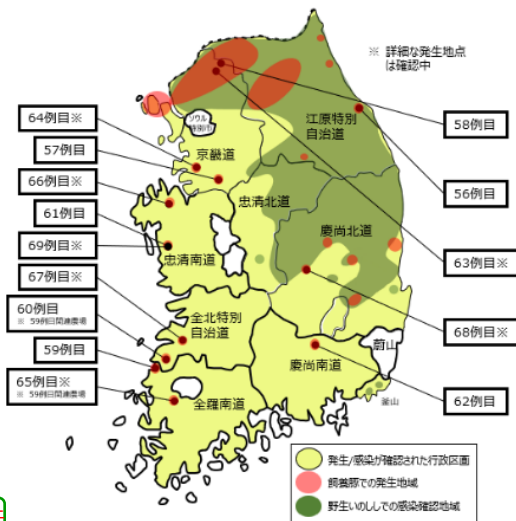
中国の豚飼養頭数の推移



中国の豚肉価格の推移

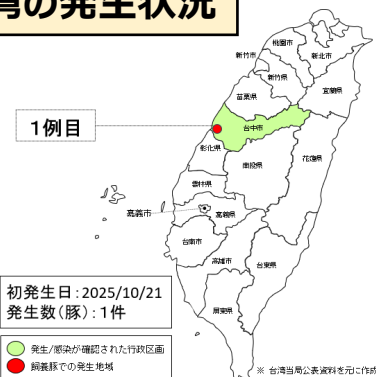


韓国における感染拡大

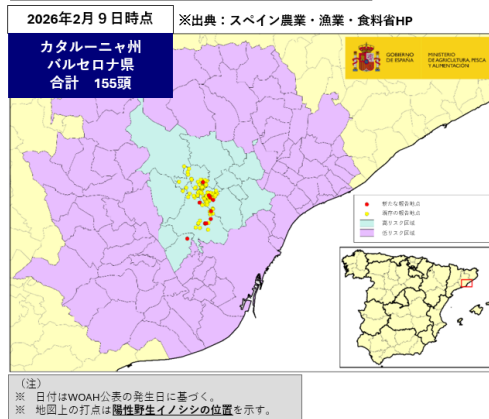


➢ 令和8年1月以降、2月13日までに、13例が相次いで発生。
(韓国56例目～69例目)

台湾の発生状況



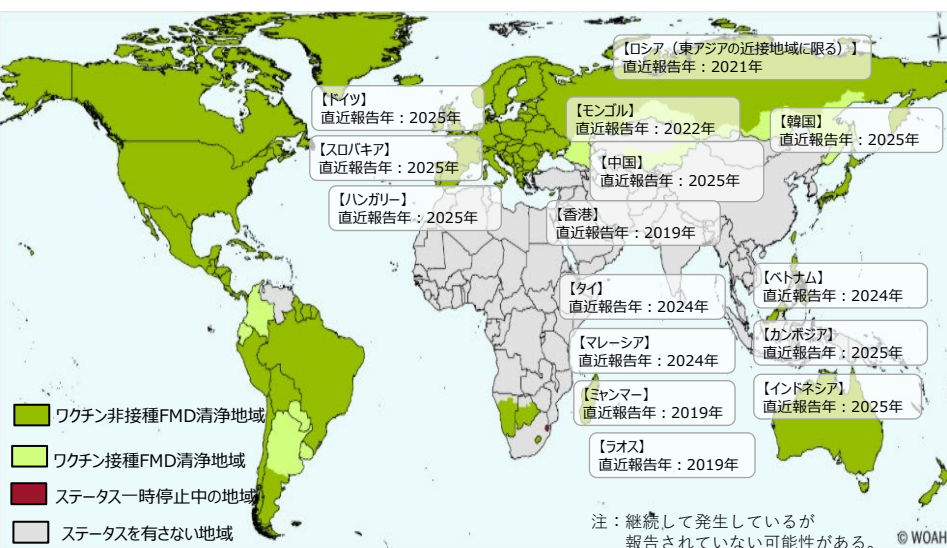
スペインの発生状況



口蹄疫の海外での発生状況

- **日本**では2010年に宮崎県で10年ぶりに発生したが、翌**2011年**には清浄国に復帰。
(ワクチン接種畜を含め、約2か月で、約29万頭を殺処分)
- 他方、海外では**継続的に発生**。本病はどの国でも発生し得る中、**我が国への侵入リスクは極めて高い状況**。
欧州では、**2025年1月**には**ドイツ**で、同年**3月**には**ハンガリー**及び**スロバキア**で発生を確認。(同年4月付けでドイツ全土、同年9月付けでハンガリー全土がワクチン非接種清浄国へステータス回復。)
東アジアでは、**2026年1月**に**韓国**で9か月ぶりに発生を確認。

世界の発生報告状況

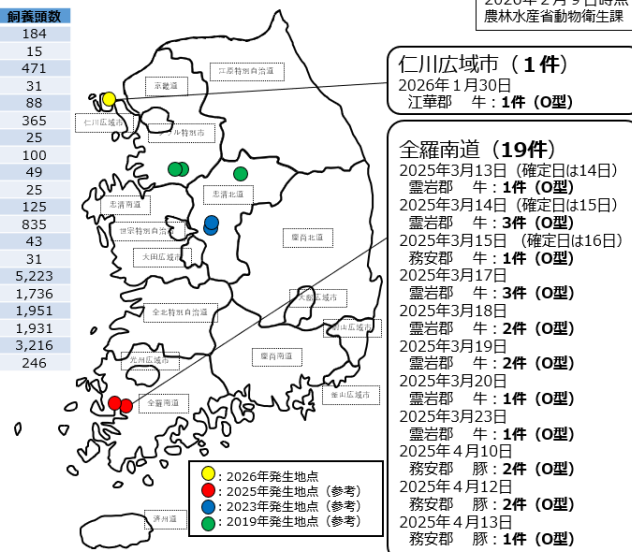


韓国の発生報告状況

※令和8年2月9日時点

発生日	場所	動物種	飼養頭数
1 '25/3/13	全南 靈岩郡	牛	184
2 '25/3/14	全南 靈岩郡	牛	15
3* '25/3/14	全南 靈岩郡	牛	471
4 '25/3/14	全南 靈岩郡	牛	31
5 '25/3/15	全南 務安郡	牛	88
6 '25/3/17	全南 靈岩郡	牛	365
7 '25/3/17	全南 靈岩郡	牛	25
8 '25/3/17	全南 靈岩郡	牛	100
9 '25/3/18	全南 靈岩郡	牛	49
10 '25/3/18	全南 靈岩郡	牛	25
11 '25/3/19	全南 靈岩郡	牛	125
12 '25/3/19	全南 靈岩郡	牛	835
13 '25/3/20	全南 靈岩郡	牛	43
14 '25/3/23	全南 務安郡	豚	31
15 '25/4/10	全南 務安郡	豚	5,223
16 '25/4/10	全南 務安郡	豚	1,736
17 '25/4/12	全南 務安郡	豚	1,951
18 '25/4/12	全南 務安郡	豚	1,931
19 '25/4/13	全南 務安郡	豚	3,216
20 '26/1/30	仁川 江華郡	牛	246

*関連農場2農場(いずれも検査陽性)あり。



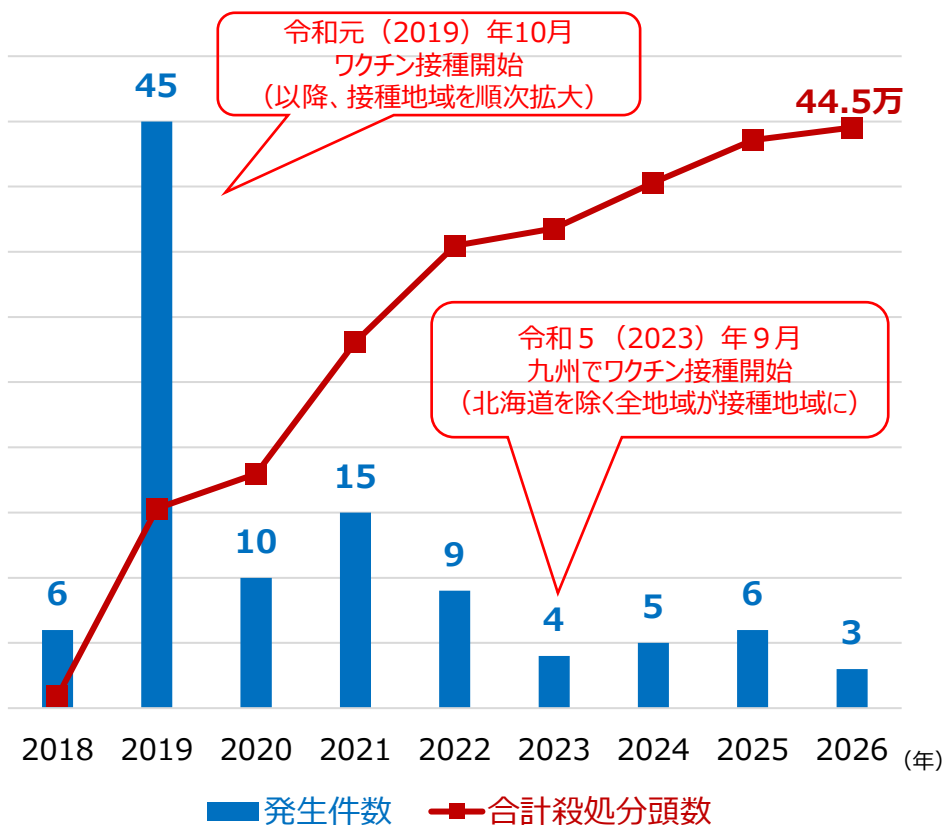
- 仁川広域市 (1件)**
2026年1月30日
江華郡 牛: 1件 (O型)
- 全羅南道 (19件)**
2025年3月13日 (確定日は14日) 靈岩郡 牛: 1件 (O型)
2025年3月14日 (確定日は15日) 靈岩郡 牛: 3件 (O型)
2025年3月15日 (確定日は16日) 務安郡 牛: 1件 (O型)
2025年3月17日 靈岩郡 牛: 3件 (O型)
2025年3月18日 靈岩郡 牛: 2件 (O型)
2025年3月19日 靈岩郡 牛: 2件 (O型)
2025年3月20日 靈岩郡 牛: 1件 (O型)
2025年3月20日 靈岩郡 牛: 1件 (O型)
2025年4月10日 務安郡 豚: 2件 (O型)
2025年4月12日 務安郡 豚: 2件 (O型)
2025年4月13日 務安郡 豚: 1件 (O型)

注：日付はWOAH報告の発生日
頭数は当該農場で飼養されている感受性動物数

豚熱について（発生状況）

- 2018年9月9日の岐阜県での発生以来、**26都県**で計**103事例**発生し、これまでに**約44.5万頭**を殺処分。
- **2019年10月にワクチン接種開始**。以降、発生は散発的となるも、野生イノシシにおける感染拡大に伴い、接種区域は北海道を除く46都府県に拡大。
- **2024年～26年**はこれまで、**栃木**（90・91例目）、**岩手**（92例目・初発）、**新潟**（93例目・初発）、**愛媛**（94例目・初発）、**群馬**（95・96・98～101例目）、**千葉**（97例目・初発）、**静岡**（102例目）及び**宮崎**（103例目）で発生（令和8年4月13日時点）。

発生状況の推移



2024年の発生状況

- 2/16 国内90例目（栃木県5例目）：約1,100頭殺処分
- 5/26 国内91例目（栃木県6例目）：約16,000頭殺処分
- 5/28 国内92例目（岩手県初発）：約17,500頭殺処分
- 8/14 国内93例目（新潟県初発）：約450頭殺処分
- 11/1 国内94例目（愛媛県初発）：約61頭殺処分

2025年の発生状況

- 1/23 国内95例目（群馬県10例目）：約4,800頭殺処分
- 2/21 国内96例目（群馬県11例目）：約8,700頭殺処分
- 3/31 国内97例目（千葉県初発）：約5,850頭殺処分
- 4/5 国内98例目（群馬県12例目）：約7,300頭殺処分
- 5/9 国内99例目（群馬県13例目）：約460頭殺処分
- 10/2 国内100例目（群馬県14例目）：約5,900頭殺処分

2026年の発生状況

- 2/26 国内101例目（群馬県15例目）：約2,000頭殺処分
- 3/11 国内102例目（静岡県初発）：約2,200頭殺処分
- 4/10 国内103例目（宮崎県初発）：約5,500頭殺処分

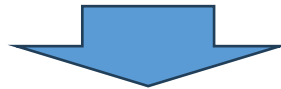
（※関連農場の対象頭数を含む）

豚熱の選択的殺処分検討の背景等

家畜伝染病予防法改正法案

殺処分対象 全ての豚 → 知事がまん延防止に必要と認めた豚
(ワクチン接種地域のみ)

- 関係者の負担(生産者、防疫対応者等)
- ワクチンには効果
- 一方で各農場でどこまで効果を発揮できているか(まん延リスク)



- 感染実験
- 発生農場でのデータ収集
(ピッグフロー、感染の有無、ウイルス量等)



- そろってきたデータをもとに専門家による検討



一部の豚を残しても(一部の豚を殺処分すれば)、
全頭殺と比べまん延リスク変わらないとの結論

殺処分範囲（防疫指針等）

県が、国と協議の上、決定。

① ワクチン免疫が成立していない豚

未接種・接種後20日未満・発育不良

※ 3回目の消毒完了後に生まれた子豚を除く

② 症状が認められ、PCR陽性となった豚

③ その他家畜防疫員が必要と判断した豚

ただし・・・

- ・ 接種が早すぎるなど、県の指示に従わず、
ワクチンが適切に接種されていない⇒**全頭殺処分対象の場合も**
- ・ 感染が限局していない（農場内にウイルスが広範囲に浸潤）
⇒繁殖豚を除く**全頭を殺処分対象の場合も**

農場での防疫措置

○拡散状況を確認する検査

基本、全頭について臨床検査

→ 異常（症状）が確認された豚

→ さらにPCR検査等

○殺処分等

殺処分は1週間以内を目途に実施

死体等は焼埋却等で処理

○消毒

畜舎等の消毒は1週間間隔で3回実施

○移動制限等（監視プログラム）

監視プログラム

- 講じられる措置
移動制限（豚生体等）と毎日の報告徴求
（監視期間：約3か月など）
追加ワクチン（ウイルスの動きがある豚舎等）
- 移動制限下であるものの、**消毒完了後**（発生から**約3週間後**）からは、**症状のないことが確認された豚は以下が可能**
 - ・ **と畜場への出荷**（成長したものののみ）
 - ・ **子豚の肥育農場への移動**
- **飼養衛生管理の徹底**

通報～患畜確定
(新規発生)

— 基本的に従来までと同じ
監視プログラム (移動制限+報告徴求) 適用開始 (新規)

拡散状況確認検査・殺処分等

売上の減少、処分費
の増加等を支援

約1週間

追加ワクチン

畜舎等の消毒
(1週間間隔で3回)

監視期間中に異状が認められた場合の対応

- ①異常豚に対して、PCR検査等
- ②陽性の場合、新規発生時に準じた対応
 - ・拡散状況確認検査、殺処分
 - ・1週間間隔で3回の消毒 等

消毒 約2週間
(第0週:1回目、第1週:2回目、
第2週:3回目)

続発(※)

- ◎ 万が一、続発し続ける場合、
繁殖豚を除く全頭の殺処分も検討。

一部出荷可能に
(消毒終了後、臨床的異状なし)

約10週間

続発(※)

出生子豚の
飼育開始

4週間に短縮も

監視プログラム解除検査

臨床検査・PCR検査等を家保が実施

全頭陰性

監視プログラム解除

選択的殺処分を実際に導入するにあたって

- 円滑な実施の準備
(関係者への周知・理解の醸成、体制の構築、Q&A)
- 引き続き発生予防は、
 - ①飼養衛生管理の徹底(特に分娩・育成舎)
 - ②適時・適切なワクチン接種
- 早期通報の徹底(アフリカ豚熱も)